

平成25年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果

基本目標	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。
達成目標	<p>1 オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。</p> <p>2 破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。</p>
関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3}</p> <p>○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4}</p> <p>○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5}</p> <p>○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6}</p> <p>○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7}</p> <p>○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9}</p> <p>○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10}</p> <p>○情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）^{*11}</p> <p>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*12}</p> <p>○第186回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日）^{*13}</p>

指標 (達成目標1)	平成25年度目標	達成				
1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。	達成				
施策の進捗状況（実績）						
別紙1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。						
参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実施回数 (回)	23	15	16	17	20
	施設数	35	50	61	47	27
	動員数(人)	682	705	940	677	554

指標 (達成目標 1)	平成25年度目標値					達成
2 教団に関する関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況(平均所要日数)	33.2日より短縮					達成
	基準値	実績値				
	一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
請求を行った関係地方公共団体数	—	18	19	18	18	17
提供回数(回)	—	49	58	50	54	41
平均所要日数(日)	—	30.1	20.1	21.0	20.9	23.2

指標 (達成目標 2)	平成25年度目標					達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。					達成
施策の進捗状況(実績)						
別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。						
参考指標	実績値					
ホームページへのアクセス件数(件) ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能であった。	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	133,722	165,357	—	170,139	241,486	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 指標の全てを達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
施策の分析	

評価結果

(指標の目標達成度の補足)

【指標 1】

平成25年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計20回、延べ27施設、公安調査官延べ554人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、別紙1のとおり教団の活動状況(組織及び活動の実態)及び危険性(麻原の影響力、危険な綱領の保持等)を明らかにした。

以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したといえ、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。

【指標 2】

平成25年度の平均所要日数については、過去3年と比較するとやや長期化しているものの、事前分析表が作成された平成24年12月時点での過去5年間(平成19年度～平成23年度)の平均所要日数(平成19年度56.1日、平成20年度38.8日)の平均値に従って定めた目標値(33.2日)を達成した。

【指標 3】

平成25年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」¹⁴、「内外情勢の回顧と展望」¹⁵等を掲載したほか、「国際テロリズム要覧」(要約版)¹⁶や「オウム真理教に関するページ」¹⁷など新たなコンテンツを作成し、ホームページの内容を充実させたことで、アクセス件数は上昇している。

以上のことから、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。

(有効性、効率性等)

【指標 1, 2 関係】

教団施設に対する立入検査等は、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対し有効に寄与したといえる。また、教団に関する調査の結果について、関係地方公共団体の長からの請求に対し、迅速に提供したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であった。

【指標 3 関係】

調査の過程で得られた情報をホームページを活用するなどして適時適切に関係機関及び国民に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切で、効率的な取組であるといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【指標 1, 2】

教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

また、平成25年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、1団体(オウム真理教対策関係市町村連絡会)、1地方公共団体及び1地方議会から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなどした。教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果

に対する提供請求に迅速に対応していく。

【指標3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する適時適切な情報提供を進める。

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望(平成26年1月)」[http://www.moj.go.jp/psia/20140115_kaiko.html]を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分(団体規制法第5条第1項)で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること(報告徴取, 団体規制法第5条第2項, 第3項及び第5項), ②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること(任意調査, 団体規制法第7条第1項), ③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること(立入検査, 団体規制法第7条第2項)。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる(団体規制法第32条)。

*3 「公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)」

(任務)

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)」

(公安調査官の調査権)

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)」

(観察処分)

第5条 *2参照

(観察処分の実施)

第7条 *2参照

(公安調査官の調査権)

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)」

(資料提供等)

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)

第3-6-⑬ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

・ 2－（2）－① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・ 2－（2）－② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）」

・ IV－2 大規模サイバー攻撃事態に対する対処態勢の整備等

ア 対処態勢の整備

（オ）サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省）

エ サイバー攻撃への対処に係る国際連携の強化

（ア）諸外国の関係機関等とのサイバー攻撃に係る情報の共有体制の強化と対処能力の向上（内閣官房及び関係府省庁）

（ウ）サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）

*12 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・ III－1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（1）－⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（2）－② 日本版NCFTA^{*18}の創設

・ III－2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

（2）－① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

（3）－① 空港・港湾における水際危機管理の強化

（3）－④ 海上警備・沿岸警備の強化

（5）－① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

（5）－② 在外公館における警察アタッシェ^{*19}、防衛駐在官等の体制強化

（5）－③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

（5）－⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

（5）－⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

- (6) -① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6) -③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化, 情報共有体制の整備
- (7) -① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) -① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備, 制度の改善等, 多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) -⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*13 「第186回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日）」

- ・日本を「世界一安全な国」にしていかなければなりません。（中略）社会を脅かす暴力団やテロ、サイバー空間の脅威への対策も進め、良好な治安を確保してまいります。
- ・シリアでは化学兵器の廃棄に協力しています。イランの核問題では平和的解決に向けた独自の働きかけを行っています。こうした活動の全てが、世界の平和と安定に貢献します。これが、積極的平和主義です。我が国初の国家安全保障戦略を貫く基本思想です。その司令塔が国家安全保障会議です。
- ・中国が、一方的に「防空識別区」を設定しました。尖閣諸島周辺では、領海侵入が繰り返されています。力による現状変更の試みは、決して受け入れることはできません。引き続き毅然かつ冷静に対応してまいります。新たな防衛大綱の下、南西地域を始め、我が国周辺の広い海、そして空において、安全を確保するため、防衛態勢を強化してまいります。
- ・北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、強く求めます。拉致問題については、全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱きしめる日が訪れるまで、私の使命は終わりません。北朝鮮に「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡し の三点に向けて、全力を尽くしてまいります。

*14 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ[http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html]を参照。

*15 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ[http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html]を参照。

*16 「国際テロリズム要覧」(要約版)

公安調査庁ホームページ[<http://www.moj.go.jp/ITH/index.html>]を参照。

*17 「オウム真理教に関するページ」

公安調査庁ホームページ[http://www.moj.go.jp/psia/20140331_aum_top.html]を参照。

*18 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI, 民間企業, 学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析, 海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*19 「アタッシュェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

別紙 1

【達成目標 1】

〔指標 1〕 教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、平成25年5月、8月、11月、平成26年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在、用途及び教団の資産等の事項について報告を徴取するとともに、平成25年度中に教団施設に対する立入検査を合計20回、延べ27施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
 - ・ 平成25年12月31日現在、国内に出家信徒約300人、在家信徒約1,350人、ロシア連邦内に信徒約160人を擁し、また、国内に15都道府県下32か所の拠点施設及び約20か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
 - ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - ・ 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - ・ 組織拡大に向けて活発な活動を展開している
 - ・ 組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんの的であることなどが明らかとなっている。

別紙 2

【達成目標 2】

〔指標3〕破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・ 国際テロ関係では、国際テロ組織等の動向のほか、国内において国際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
- ・ カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか、我が国の重要情報等の保護に資する情報
- ・ 大量破壊兵器等の拡散関係では、拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の調達に関する情報のほか、拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
- ・ サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
- ・ 中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国等の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
- ・ ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・ 国内公安動向では、反原発運動や普天間基地移設、新型輸送機MV22オスプレイの配備問題等をめぐる過激派等の動向のほか、尖閣諸島問題や天皇制問題等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

- ・ 収集・分析した情報については、随時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- ・ 平成25年4月には、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・ 当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び「立入検査の実施結果について」等のほか、新たに作成したコンテンツ「国際テロリズム要覧」（要約版）及び「オウム真理教に関するページ」を掲載し、国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに、その結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。